

# 光市医師会報

昭和49年9月発行

No.26



Listen to the patient, he is  
telling you the diagnosis

(ウイリアム・オスラー)

光市医師会

## 医師会月間行事

- ※ 8月27日(火)月例会 於医師会館  
午後7.30
- 協議事項 (1)昭和49年度医師聯盟寄附金について (2)県医師会、光市医師会体育大会について (3)老人検診について
  - 報告事項 (1)医師國保組合会議報告 (2)周南三市医師会役員会報告 (3)8月社保請求書受付(一部の医療機関) (4)産業医研修会、於下松市民会館(9月6日) (5)第2回患者調査(9月17日)について (6)第3回市部医師会正副会長会議について9月28日於小野田市 (7)生保患者往診料についての見解 (8)医薬品の効能に関する厚生省通達 (9)内科医会について (10)県医ゴルフ大会について (11)納税組合の件 (12)時間外診療状況調査 (13)ひかり広報掲載原稿 (14)予防接種実施要領 (15)医師会当番医看板の件
- ※ 8月27日(火)研究会 医師会館  
午後8.30
- (1) 早期癌の症例経験 富恵哲先生
  - (2) ログスコープについて 山之内製薬提供
- ※ 9月10日(火)理事会 於光市医師会  
午後7.30
- 協議事項 (1)県医体育大会参加の可否について (2)光市医師会体育大会について (3)永年勤続者表彰について (4)教育功労者の表彰について (5)医師連盟寄附金の取扱いについて
  - 報告事項 (1)地域医療三部会担当理事會 (2)49年度国民健康調査 (3)新開発医療技術の取扱い (4)人間ドック第3次申込み受付 (5)労災診療費の取扱い (6)老人健診一般診療委託料について (7)乳児検診受診票記入要領、乳児保健指導基準について (8)予防接種事故に対す

る措置の改善 (9)問診票の様式例の一部改正 (10)成人病健診について (11)所得補償保険の件 (12)産業医こん談会

## 老人福祉(1)

第二次大戦後の、とくに昭和25年ごろ以降の、急速な産業化、都市化の進行とともに大きな課題となつてきた。わが国の社会構造は、このころから急速な変動を示しはじめ、都市化に伴う人口移動が進むにつれて、人口減少地域における一人暮らし老人や老人夫婦世帯の増加が問題になりはじめた。他方、医療公衆衛生水準の向上、栄養の改善などによつて、人間の寿命がのび、それに伴つてねたきり老人や高令虚弱の老人の数も急速にふえはじめた。このような事態に加えて、戦後の家族制度の廃止に伴う扶養意識の変化などもあつて、それまで主として家族間の相互扶助に依存していた老人の問題が、社会的に対策を講ずべき課題として、大きく浮かび上がつてきた。このような社会的変化のなかで、昭和38年老人福祉法が制定された。この法律制定以前には、老人対策は生活保護制度のなかに包括されており、貧困老人の救済のみがなされていたのであるが、老人福祉法の制定とその後の関連施策の進展によつて、現在の老人福祉は貧困老人だけではなくて、広く老人一般を対象とするようになっていく。老人福祉の分野は、広義の場合には年金、医療保障保健、住宅、雇用対策、税制などを含む広い範囲の制度やサービスを意味するが、狭義の場合には老人福祉法に規定された諸サービス及びその関連サービス、即ち健康診査、老人ホームなどへの収容、養護委託、老人家庭奉仕員による世話、老人クラブなどへの援助、老人福祉センター、老人憩の家、老人休養ホーム、就労あつせん等を云ふ。

### (1) 老人福祉法

1963年公布、法133号、老人は特殊

な身体的、精神的ハンディキップに起因する弱者であること、また多年、社会の進展に寄与してきた者であることに着目し、老人を社会的に保護し、敬愛することを立法の基本としている。すなわち社会的弱者である老人のために、心身の健康の保持および生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ること、同時に老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、つねに心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものと定めている。具体的施策としては、健康診査、各種老人ホーム老人福祉センター、家庭奉仕員、老人クラブ援助など定められている。しかし此の法律は老人福祉の体系的総合化に欠けており、その基盤である所得、就労、住宅などの保障については他の制度にゆだねられている。そのため老人福祉法は、上記保障以外の個別的サービスと訓示的規定にとどまっている。

## (2) 老人の健診

老人福祉法第10条により市町村に義務づけられている。老人の疾病の予防、早期早期治療の見地から65才以上の老人に積極的に受診の機会を提供するためである。

1969年度からは、低所得のねたきり老人を対象にした訪問健康診査も実施されている無料の一般診査と一部自己負担を伴う精密検査とに分かれているが、いずれも受診率は低く、回数、通知方法、受診場の選定、受診後の治療体制および治療費などの面に改善が要請されている。

## (3) 老人の医療無料化制度

老人が医療保険で医療を受けた場合、自己負担分を公費で負担する国の制度で、1973年1月より実施されている。当面は70才以上の老人を対象としている。若干の所得制限もあるが、有病率が非常に高く、しかも経済的理由から低受診率の老人にとつて画期的な制度である。これは数多くの地方自治体での老人医療無料化の反映であり、その

実現の力となつた住民運動の結実である。

## (4) 老人クラブ

老人みずから、その生活を健全で豊かなものにし、かつ福祉を高めるために、同一小地域に住むおおむね60才以上の者が相寄り会員制の組織をつくり、教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流など自主的活動を行なう組織である。その性格は、(1)老人福祉増進 (2)老人の社会参加活動 (3)地域住民組織活動の三つの角度からとらえることができる。国、都道府県、市町村各三分の一ずつ負担の活動助成金がだされている

## 昭和49年度

## 全国労働衛生週間

- 1 趣旨 毎年3万人にのぼる労働者が業務上疾病にかかり、さらに新しい有害物の使用や、生産技術の進歩等により、新しい形の職業性疾患が発生している。これらの職業性疾患の防止を図ることは、国民福祉を目指す労働衛生行政の最重要課題である。このような観点から、職業性疾患の発生を未然に防止し、さらに労働者の健康の保持増進を図ること等を目的として労働安全衛生法が制定されたが、本年は同法にもられた諸施策の定着化を旨とし、さらに努力を重ねる必要がある。もとより、労働災害の防止の基本は、熱意と科学性に裏付けられた自主的な安全衛生活動の展開にある。近時、人間の生命に対する意識の高まりや公害に対する国民の関心を背景に、職場環境の改善を通じて労働者の健康を守ると同時に、公害の発生防止にも寄与するための労働衛生対策の推進が強く要請されている。また重金属による慢性中毒、長い潜伏期間を通じて発生する職業がんや作業条件などに関係する頸肩腕症候群等が社会的に注目されるようになってきているが、これらの労働衛生対策は、有害物の使用状況、作業実態をふまえた、現在から将来にわたる長期的

な見通しに立つ対策でなければならない。本年度の労働衛生週間は、昨年と同様このような長期的な見通しに立つた実効ある労働衛生対策の推進を図るため、次のことに重点をおき効果的な運動を展開するものとする。

- (1) 自主的な災害防止活動を活発に展開する組織の定着化を図ること。特に原材料等の有害性を事前には握するチェックシステムを確立すること。
- (2) 作業環境の測定による職場評価を行ふ。
- (3) 作業方法及び作業環境の改善整備の徹底。
- (4) 職場ごとに、作業者の健康状態を把握し、その結果に基づく健康管理を行ふ。
- (5) 労働衛生教育の充実を図ること。

## 2 スローガン

みんなでできよう 健康職場

## 3 期間

準備期間 19月1日より9月30日

本週間 10月1日より10月7日

## 4 主唱者

労働省 中央労働災害防止協会

# 光市の大気汚染

## So<sub>2</sub>

S 49.6. 成績

地区月別	項目 全測定 時間数	最高 PPM	最低 PPM	測定 回数	日平均 最高	緊急時 回数	月平均 PPM
浅江	732	0.105	0.006	31	0.035	0	0.019
室積	741	0.051	0.003	31	0.020	0	0.012
市役所	723	0.081	0.003	31	0.026	0	0.015
虹ヶ浜	739	0.058	0.006	31	0.024	0	0.016

環境基準 0.40 PPM以下 (日平均)

## 豆辞典

### 共同利用型病院情報システム

データ通信を中心とする情報技術を医療分野に適用したもの。大型コンピュータをセンターに設置し、これを大病院、中病院、小病院の各端末装置を電電公社の回線で結び、医師は表示装置にあらわれたデータをみながら診察したり、検査や投薬の指示をライトペンで入力する。47年度現在で全国8000の病院中82がコンピュータを導入し患者登録窓口会計、病歴管理などをおこなっているが病院が単独に設置した場合と比べ、このコンピュータ共同利用による導入コストは大病院を例にとると、現在の5000万円が3000万円に節約できるといわれている。電電公社は、こんご厚生、通産など関係省庁地方自治体および医師会などと協力のうえ、52年度中に実用化する方向で検討することを明らかにした。

### あとがき

9月7日診療報酬引上げの諮問案が発表された。診療報酬改定の最大の理由は現在の診療報酬は、①昨年11月、12月の狂乱物価②これまでの物価・賃金上昇などが反映されずその結果インフレ進行の中で医療経営が深刻な危機に直面したことにある。今回の諮問案は平均16.0%にすぎず、優遇されたとされる病院でも18.2%である。これで果して医療荒廃の歯どめになるか疑問であろう。

発行所	光市小周防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 (91) -0519
発行者	林 孝之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社